

令和5年度 第1回北海道農業・農村振興審議会 議事録

〔日時：令和5年8月28日（月）13:28～16:13
場所：アスティー45ビル 16階 大研修室1606〕

1 開会

(事務局)

- ・定刻より少し早いですが、ただ今から、「令和5年度第1回北海道農業・農村振興審議会」を開会します。私は、農政部農政課の松原です。よろしくお願ひします。
- ・はじめに、注意事項ですが、会場内では、スマートフォンなど、音が出ないように、電源を切るかマナーモードに設定するなど、御協力をお願ひします。
- ・それでは、審議会の開会に当たり、近藤会長から御挨拶をいただきます。

2 挨拶

(近藤会長)

- ・本日はご多忙の中、委員の皆さまに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- ・本日の審議会の中心議題ですが、「食料・農業・農村基本法の見直しに関する中間とりまとめ」に関する意見聴取がメインとなっております。特に、昨年の10月から現行の「食料・農業・農村基本法」の見直しを含めた検証が行われ、今年5月に「食料・農業・農村基本法検証部会」から、中間とりまとめが示されました。
- ・現行の「食料・農業・農村基本法」は、1999年に制定されたものであり、その後約20年以上が経過しており、農業や農村、あるいは国民の食が大きく変化し、国際化の進展も著しく、農業基本法制定当時とは情勢が大きく異なっております。世界の人口が増えており、食料の安全保障、いわゆるフードセキュリティの問題ですとか、環境の問題、それから気候変動の問題、エネルギー価格の高騰問題など、地球規模で大きな問題となっております。地方に目を向ければ、農産物価格形成のあり方や、飼料や肥料、燃料などの資材価格の高騰や、担い手や労働力不足への対応、あるいはスマート農業の普及など、さまざまな課題を抱えております。
- ・特に北海道は、稲作、畑作、畜産の3つの部門を柱にして、大規模な専業農家を抱える我が国最大の食料供給基地であり、都府県農業とは農業農村の構造が異なっているのではないかと思います。
- ・日本の食料・農業・農村について、どうすべきかといった基本方針につきましても、北海道独自の視点、あるいは意見があるかと思ひます。北海道の食や農業農村との関わりが深い皆さまから、日頃感じていることや経験を通して、中間とりまとめに関しての御意見をいただけたらと思ひますので、遠慮することなく忌憚のない、耳の痛い話であっても、皆様の考えをストレートにお聞かせいただきたいと思ひます。
- ・皆様の御議論を期待しますので、本日はよろしくお願ひいたします。

(事務局)

- ・ありがとうございました。次に、北海道の農政部長の水戸部より御挨拶。

(水戸部農政部長)

- ・農政部長の水戸部でございます。今年1回目の北海道農業・農村振興審議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- ・近藤会長をはじめ委員の皆さまにおかれましては、本日はお忙しい中、御出席を

賜り誠にありがとうございます。また、日頃から北海道農業・農村の振興に、それぞれの立場から御支援・御協力をいただいていることを、この場を借りて感謝を申し上げます。

- 今年の作況については、御承知のとおり気温も非常に高く、日照時間も長く、一部の地域では大雨や雹などにより被害を受けておりますが、全般的には、総じて非常に生育状況が良いということでございます。ただ、あまりにも暑すぎて、野菜類の品質低下や乳牛の乳量・乳質の低下など一部心配も出ており、状況について、私ども、しっかり把握しながら必要な技術対策なども進めていく考えでございます。いずれにしても、生育が順調に進み、豊穰の秋を迎えていきたいと願っております。
- 農業情勢につきましては、御承知のとおり、燃油の高騰、農業資材が高止まりをする中で、ロシアのウクライナ侵攻もあり、また、気象災害の激甚化、頻発化ということで、世界的に食料需給のリスクが非常に高まっています。
- 北海道は、我が国の食料供給地域ということを自負しておりますが、まさに北海道への期待が高まっており、北海道の力の見せ所であり、北海道がより生産力を高めて、我が国の食料の安定供給、安全保障に、最大限貢献できるよう取り組んでいかなければならないと考えている。その手立てなどにつきまして、本日の会議でも、後ほど委員の皆さまから御意見をいただきたい。
- 本日の審議会では報告事項として、3点ございます。1つは、北海道農業の振興条例に基づき、道が実施する施策などを毎年報告することとなっており、令和4年度の動向等に関する年次報告について報告をさせていただきます。2つ目は、道の政策の柱となっている第6期北海道農業・振興推進計画、これは、令和3年度から7年度の5年間の計画期間を持っていますが、令和5年度が中間ということで、その報告をさせていただきます。3つ目は、北海道指定有害動物等総合防除計画の策定についてでございます。
- また、意見聴取として、先ほど会長からもお話がありましたが、制定から四半世紀過ぎております国の食料・農業・農業基本法につきまして、今般、見直しの間とりまとめが出されたところでございます。この柱は3つありまして、1つは、食料安全保障をどうするか、これは、今、輸入依存度が非常に高い小麦や大豆、飼料作物の生産を拡大して国産にどう切り替えていくのかという視点でございます。2つ目は、化学肥料や農薬の使用を減らすなどで環境に配慮した持続可能な農業をどう展開をしていくのか、3つ目は、人口減少下において、担い手の育成に加えて、スマート農業技術の導入による労働力不足、その地域のコミュニティをどう守っていくのか、こういう視点で現在、見直しが進められています。今回示されたこの柱につきましては、これまで北海道が、農業団体や農業者の皆さまと一緒に取り組んできた方向と全く同じだと考えてございます。先般、この基本法の見直しの中で地方公聴会が開かれましたが、私も北海道の代表として、この柱に沿って北海道を後押ししていただければ、この基本法が目指す柱の実現に最大限に貢献をしていきますのでよろしく、ということをお願いしたところでございます。
- 本日は、委員の皆さまからの御意見・御提案を賜り、今後の国への要望などにも、しっかりと反映をさせてまいりたいと考えてございます。限られた時間ではございますが、耳の痛い話も、しっかり受け止めさせていただきますので、活発な意見交換をよろしくお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員の出席状況報告 (事務局)

- 次に次第の3、委員の出席者状況報告でございますが、はじめに、本日御出席さ

れております新任委員の御紹介をさせていただきます。前任の一般社団法人北海道農業法人協会の会長でありました南和孝委員が退任され、新たに同協会の副会長であります藤城正興氏が委員に就任されましたので、御紹介させていただきます。

(藤城委員)

- ・藤城でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

- ・藤城委員は、株式会社輝楽里常務取締役、江別市市議会議員をされております。次に、本日は欠席となっております2名の新任委員を御紹介します。北海道農業協同組合中央会の副会長理事で、上士幌町農業協同組合の会長理事であります小椋茂敏氏、公募委員の札幌市の会社員作田淳氏が就任されておりますので、御紹介します。
- ・また、委員の出席状況でございますが、本日の審議会につきましては、委員定数15名のうち10名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第27条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。
- ・続きまして、農政部長から農政部幹部職員を御紹介させていただきます。

4 道幹部職員紹介

(水戸部農政部長)

- ・それでは、私のほうから幹部職員を紹介させていただきます。
- ・食の安全推進監の野崎でございます。農政部次長の山口でございます。食の安全推進局長の野口でございます。生産振興局長の牧野でございます。農業経営局長の小原でございます。農村振興局長の高崎でございます。農政部技監の大西でございます。活性化支援担当局長の鹿野でございます。技術支援担当局長の山野寺でございます。併せまして、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部から古原本部長の御出席をいただいておりますので御紹介いたします。以上でございます。

(事務局)

- ・それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の司会進行につきましては、近藤会長にお願いします。

5 議題

○報告事項

(近藤会長)

- ・それでは、早速、会議次第に沿って、議事を進めてまいります。本日の議事は概ね15時30分に終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。
- ・まず、議題1の報告事項、「令和4年度農業・農村の動向等に関する年次報告について」と「第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検」について、事務局より説明の後、御質問及び御意見は、説明後に伺いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(1) 「令和4年度農業・農村の動向等に関する年次報告」

(小谷政策調整担当課長)

- ・農政部農政課の小谷でございます。令和4年度農業農村の動向等に関する年次報告の概要につきまして、お手元に配布の資料1に基づき御説明させていただきます。

きます。

- この年次報告は、1の「趣旨」にありますとおり、北海道農業・農村振興条例第4条に基づき、毎年、知事から議会に提出することとしており、令和4年度における農業・農村の動向及びその振興に関して講じた施策について報告するもので、2の「構成」のとおり、第1部と第2部の構成として、事前にお渡ししました冊子の本編では、道や各振興局の取組について、より理解を深めていただくための事例紹介のコラムを掲載しております。
- 次に3の「概要」ですが、第1部の「北海道農業・農村の動向」として、第1章「北海道農業・農村を取り巻く情勢」では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等特別措置が全て解除されて以降、多くの需要項目でコロナ前の水準に回復したこと、一方、ロシアのウクライナ侵略などによる原材料価格の上昇や円安により、農業生産に必要な原油や肥料等の生産資材の価格が高騰するなど、食料安全保障上のリスクが増大していること、2頁目に移りまして、3つ目の○の「農政の新たな動き」として、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化していることを踏まえ、道では、令和4年7月に「食料安全保障に関する農政部推進チーム」を設置し、国と意見交換を実施したこと、また、12月には、道内179市町村と共同でみどりの食料システム法に基づく「北海道基本計画」を策定したこと、さらに、高病原性鳥インフルエンザについては、2021年シーズンでは、緊急消毒命令を発出するなど、侵入防止対策の徹底に務めました。4月、5月に4事例が発生。2022年シーズンでは、これまでで一番早い時期となる10月に道内で発生するなど、全国的に過去最多のペースで発生が続いたことから、11月から12月及び、今年3月から5月の連休明けまで、それぞれ緊急消毒命令を発出し、3頁目に移りますが、侵入防止対策の徹底を呼びかけましたが、3月、4月に3事例が発生し、防疫対策を実施しました。
- 同じく3頁目になりますが、第2章の「北海道農業・農村の概要」では、「本道農業の特徴と地位」として、本道の1経営体当たりの経営耕地面積は、33.1haとなり、都府県の14.4倍であることや、令和3年の農業産出額が1兆3,108億円で、全国の14.0%を占めていることなどを記載しています。
- 第3章の「農業構造」の「農業経営体数と就業構造」では、令和4年の農業経営体数は、3万3,000経営体であり、2つ目の○の「農業の担い手の動向」では、農地所有適格法人数が3,889人と増加傾向であること、4頁目に移りまして、新規就農者については、令和3年は477人と横ばい傾向であり、このうち新規参入者が128人と増加傾向にあることなどを記載しております。
- 第4章の「主要農産物の生産等の動向」についてですが、昨年は、全道的に天候に恵まれたこともあり、「稲作」では、作況指数が106の「良」となったこと、「畑作」では、前年産に比べ、小麦、てん菜は収穫量が減少した一方、大豆、馬鈴しょの収穫量が増加したこと、5頁目に移りまして、1つ目の○の「園芸」では、令和3年の農業産出額が、野菜では減少し、果樹では増加したこと、2つ目の○の「新顔作物の需要拡大に向けた取組」は、道では、昨年度、栽培が拡大している「にんにく、さつまいも及びらっかせい」を「新顔作物」に選定し、需要拡大に取り組んだこと、3つ目の○の「畜産」では、生乳生産量は、需給の緩和に加え、生産目標数量の削減などもあり、前年度対比1.34%減の425万トンとなったこと、6頁目にお進みいただき、第5章の「農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及」では、1つ目の○「農業・農村の整備」として、生産基盤の整備や農地保全と施設管理、農村地域の生活環境整備などについて記載するとともに、2つ目の○の「農業技術の開発・普及」として、多収でいもち病抵抗性が強い水稻や、コンバイン収穫の損失が少ない小豆などの新品種の開発、新技術では、衛星画像を用いた秋まき小麦「きたほなみ」の起生期茎数と止葉期窒素吸収量の推計技術の開発などについて記載しています。

- ・第6章の「食の安全・安心と農産物の流通・加工」では、道内の空港と港湾からの農産物等の輸出額が63億円と、前年から15億円増加したことなどを記載しています。
- ・7頁目に移りまして、第7章の「農業経営の動向」の1つ目の○の「営農類型別の動向」では、令和3年の1経営体当たりの農業所得が、水田作が281万円、畑作が1,230万円、酪農が1,050万円となったこと、2つ目の○の「農業生産資材」では、輸入原料価格の高止まりなどにより飼料や肥料の価格が高水準となったことなどを記載しています。
- ・第8章の「農業関係団体の動き」では、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区や農業委員会の現状や取組などについて記載しています。
- ・8頁目にお進みいただき、第9章の「活力ある農業・農村づくり」では、1つ目の○において「農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組」について記載するとともに、2つ目の○の「農業・農村とのふれあいの場の提供」では、多様な主体が地域ぐるみで連携して取り組む農村ツーリズムの推進について、3つ目の○の「愛食運動の展開」では、北海道米の道内食率が90%で、11年連続で目標の85%を達成したことなどについて記載しています。
- ・8頁も下段からの第2部「農業・農村の振興に関して講じた施策」に関しましては、令和4年度に取り組んだ全道的な施策を記載するとともに、10頁下段からは、地域農業・農村の「めざす姿」に向けた主な取組を記載しております。以上、年次報告の概要についての報告とします。

(2) 「第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検」 (小谷政策調整担当課長)

- ・続きまして、報告の2つ目です。第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検について、説明をさせていただきます。資料2をお手元をお願いいたします。1の趣旨にあります。この計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間の計画期間となっております。本年度はその中間にありますことから施策の進捗状況を検証することとしております。2の実施内容になりますが、第6期計画を策定した際に定めた指標について、その達成状況を把握し評価分析を行ないます。
- ・確認する指標は、農業産出額、食料自給率、新規就農者数の農業法人数などの総合指標、それから、施策ごとに定めた取り組み指標。それから、主要17品目の生産数量などについて、3にスケジュールがありますが、こちらのとおり、9月から点検取りまとめを行ない、年明けの2月に予定する第2回目のこの審議会のこの場で、御報告の予定です。以下、取りすすめは2頁以降の要領や様式に基づいて行いますので、本日は、その開始に当たっての御報告であります。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。ただいま説明がありました内容について、委員の皆さまからご質問ご意見等がございましたらご発言をお願いします。(意見なし)
- ・それでは続きまして、「北海道指定有害動植物総合防除計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

(3) 北海道指定有害動植物総合防除計画の策定について」 (庄司農業環境担当課長)

- ・技術普及課の庄司と申します。北海道指定有害動植物総合防除計画の検討案について、御説明申し上げます。
- ・先ずこの計画は、植物防疫法の改正により、令和5年度中に都道府県が新たに

計画を策定するものであります。資料の3の1の3頁をお開きください。植物防疫制度は、植物防疫法を基本としており、輸出輸入植物及び国内植物への検疫や、病害虫の発生の予防・駆除・まん延防止の措置を講じることにより、農業生産の安全を図ることを目的としております。病害虫のまん延は、国民生活に重大な影響を及ぼすことから、食料の安定供給のため、病害虫の侵入・まん延を防ぐことが重要です。このため、法に基づき、国により輸入検疫と輸出検疫、国と都道府県により国内検疫と国内防除を実施しております。

- 特に、国内防除は、都道府県において病害虫防除所を設置し、病害虫の発生を予測して農業関係者に情報提供する病害虫発生予察事業を行うなど、重要な役割を果たしています。
- 13頁の参考資料をお開きください。先ほど、病害虫防除所の病害虫発生予察事業について触れましたが、その概要について御説明いたします。病害虫発生予察事業は、国の計画に基づき、国と道が協力して実施しています。本事業では、病害虫の発生状況を調査観察し発生予測を行うため、農業試験場における定点調査、農業改良普及センターでは巡回調査や現況調査を行います。
- 14頁は、実施体制図となりますが、病害虫防除所が中心に、農業試験場や普及センターからの調査報告を受け、病害虫の発生状況、気象や作物の生育状況などを解析してその後の発生を予測するなどの病害虫発生予察情報を作成し、定期的な予報・月報、必要に応じ随時に警報、注意報などの形で農業関係機関や農業者に提供しています。
- 3頁にお戻りください。こうして、道では病害虫防除所が中心となり、関係機関と連携して国内防除に取り組んでおります。
- 4頁をお開きください。Ⅱの植物防疫法の改正についてですが、左の制度の現状と課題では、人やモノの移動で海外からの病害虫の侵入リスクが高まり、侵入した病害虫のまん延防止の強化が必要であること、更に、化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤に対する耐性が発達していること、農産物の輸出に伴う検査ニーズが増大していることが課題とされており、これらの課題に対応するため、植物防疫法の改正が令和4年5月公布、5年4月施行されたところです。改正内容は大きく4つありますが、その中の3つ目（3）総合防除を推進する仕組みの構築において、①化学農薬のみに依存しない発生予防を中心とした総合防除を推進する仕組みの構築、②国による基本指針、都道府県による総合防除計画の策定、③総合防除計画に遵守事項を定めた場合、農業者に防除指導・勧告・命令を行えるよう措置されたところです。これにより、都道府県は植物防疫法に基づく総合防除計画を策定することとなります。
- 5頁をお開きください。Ⅲの総合防除計画の策定の基本的な考え方について法改正に伴い、国では、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針が策定され、それを受け北海道として、令和5年度中に総合防除計画を定めることとしています。道は、これまで、病害虫発生予察情報を参考として、農薬に依存しない技術、農薬の安全かつ適正な使用などを推進するため、作物別に防除技術を体系的に取りまとめた「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」を策定しております。また、道は、健全な土づくりを基本に、安全・安心な農産物の安定供給を進めるクリーン農業の取組拡大を図るため、作物別・体系的に取りまとめた「北海道クリーン農業技術体系」を策定しております。このようなことから、「総合防除計画」は、道がこれまで取り組んできた「防除ガイド」と「クリーン農業技術体系」を踏まえた内容で策定することとし、検討を行うこととしました。
- 6頁をお開きください。Ⅳ総合防除計画素案の概要です。Ⅰの総合防除の実施に関する基本的な事項では、気候変動による病害虫のまん延リスクの増加や、病害虫の薬剤耐性の発達など農業生産への影響が懸念される中、病害虫のまん

延防止及び農業被害の発生を軽減していくためには、予防、予測、防除を講じ、「総合防除計画」を広く普及・推進することが必要である。計画期間は5年間とし、必要に応じて見直しを行うこととしています。Ⅱの指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容としては、対象作物として51作物、対象病害虫は486種類で、内訳としては、国の基本指針における指定有害動植物は、157種類ですが、そのうち、道内で生産されていない作物の病害虫や道内で発生が無い病害虫を除き98種類とし、それ以外に道が定める有害動植物388種類を選定して、各作物に係る病害虫の種類ごとに内容を示すこととしています。

- ・ 7頁をお開きください。Ⅲの法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項ですが、農水大臣から異常発生防除の指示があったときは、道は必要な事項を定め告示を行い、関係団体と連携し、的確に防除が実施されるよう指導を行うこととしています。
Ⅳの防除に係る実施体制、関係団体との連携に関する事項ですが、道、市町村、試験研究機関などの役割を定めることとしています。
Ⅴのその他必要な事項としては、農薬の適正使用や薬剤耐性に関する情報を示すこととしております。
- ・ 8頁をお開きください。Ⅴ今後の予定ですが、9月には道議会、農政委員会への御説明、10～11月までのパブリックコメントを行う予定としております。
その後、計画案の作成を行い2月開催予定の農業・農村振興審議会及び、農政委員会への御説明を得た上で、計画を決定し公表を予定しております。
参考1として9～12頁には計画の内容について、項目別に整理しております。
また、資料3の2については、具体的な計画を添付させていただきました。
- ・ なお、各作物の防除方法が大冊となるため、省略させていただいていることを、御理解をお願いいたします。

(近藤会長)

- ・ ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容について、皆さまから御意見御質問等がございましたら御発言をお願いします。

(岩井委員)

- ・ 御説明ありがとうございます。岩井と申します。よろしくお願ひいたします。
- ・ 4頁のところで防疫法の改正内容があり、(3)のところに①②③とあるのですが、総合防除を推進する仕組みの構築というのが5頁以降にその計画が反映されていると思うのですが、仕組みの構築というところで仕組みもいっぱいあると思いますが、どのように構築するのか、具体的に教えていただきたい。
- ・ もう一点、③の指導・勧告・命令、遵守事項を定めた場合と書いてあり、これの反映が12頁に指導等の実施内容としてありますが、指導と勧告と命令とどう違うのか。誰が誰に対して指導・勧告・命令を行うのか、また、どの程度守れば良いのか、悪質なものがあれば罰則規定があるのかなど、農業者ではない私にもわかりやすく教えていただければと思います。

(近藤会長)

- ・ 御意見に対して道から回答をお願いします。

(庄司農業環境担当課長)

- ・ 御質問の1つ目の仕組みの構築ですが、各市町村などの役割分担というところで、参考資料の12頁をお開きください。
実施体制並びに市町村及び農業者の組織団体その他農業に関する団体との連携に関する事項ということで、道では、農業者への理解の促進とか、市町村、試験研究機関、農業団体と民間事業者、農業者といった形で、役割分担を今回示させ

ていただき、連携しながらこの総合防除計画を取り進めることを考えています。遵守事項、罰則の関係ですが、農業者が遵守すべき事項は、今回改正された植物防疫法の22条3項の第3項において、その中で、都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画において指定有害動植物の種類ごとに勧告とか命令を行う遵守事項を定めることができるとされています。

- ・遵守事項については、国の指針においては、地域ですべての農業者が取り組むことで位置づけられておりますが、全道一円とか、農業者が必ず取り組むべき事項を定めることはなかなか難しい部分であり、必要な防除方法が記載されている北海道雑草防除ガイドの遵守事項として、これまでの取組の中では問題は発生してないこと、また、有機農業者の多様な営農活動に配慮するため、勧告命令などを行う場合の遵守事項は検討中ということで、多くの皆様から意見を伺いながら検討を進めていくが、遵守事項は今のところ定めないことで、検討しています。
- ・勧告・命令の部分ですが、北海道知事が農業者に対して勧告を行う。それで守らなければ命令を行うこととなるという決まりとなっています。以上です。

(近藤会長)

- ・ほかに御意見御質問はございませんか。

(上口委員)

- ・上口と申します。よろしく申し上げます。動植物と書いてありますが、例えばどういうものが動植物というのか、基本的なことを農業者として、教えていただきたい。

(庄司農業環境担当課長)

- ・皆様に資料3の2の省略版をお配りしております。その中で15頁や16頁などに記載があります害虫、うどんこ病などがありますが、作物の病害虫を有害動植物といいます。

(上口委員)

- ・海外でハエの様な害虫が大量に発生しているとよく聞かれますが、そういうときにこの防除計画が定められると思いますが、うどんこ病など一般にあるような病気などには、この防除計画はどうか教えて欲しい。

(庄司農業環境担当課長)

- ・植物防疫法の中で、病害虫防除所というところがあり、そこで、普及センターと試験場の方で病害虫の発生を天気予報の様なものですが、予察を解析して、情報を各関係者へ発信しています。それを見ていただいて、例えば、うどんこ病であれば、大発生している地域があればこういった防除をしてやっていただきたいという情報を発信するなど、この防除計画に沿って、防除を行っていただく流れになっています。

(近藤会長)

- ・ほかに御質問などありませんか。

(浜田委員)

- ・新得町長の浜田です。防除については十分理解しています。せっかくの生産物ですから損失がないようにしたいが、新得は畑作もありますが、牛もおります。

その中で、サルモネラだとかの発生も気になったのですが、今回の参考資料の27頁の飼料用とうもろこしのところにカラスの記載がある。カラスが犯人という理解で良いのか。解釈が間違っているのかもしれないが、犯人がカラスだとした場合、この防除計画は、カラスを駆除しなさいという意味なのか。また、カラスだけで良いのか疑問です。最近のアライグマなどが多いので、カラス以外にもいるのではないのでしょうか。

(近藤会長)

- ・道の担当者からの回答をお願いします。

(高田上席普及指導員)

- ・この有害動植物は、あくまでも農作物に対して加害もするもので、カラスの加害（出芽時の食害）があるため、国が指定をしています。御質問のカラス以外の鳥獣害もあると思いますが、指針（道の総合防除指針）にあるカラス以外の鳥獣害に関しては、総合防除の範疇ではない位置づけということで御理解いただければと思います。実際にカラス以外に犯人がいないかは現場を見てみないと解らないが、カラスによる食害は確認がされているため、防除の対象になっています。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・カラス以外にもアライグマは全道的に増えており、市町村の被害も大きくなっていることも事実ですので、その部分は、防除計画というより鳥獣害の対策となるので、国の交付金などを活用しながら、駆除などを一生懸命やっていく部分と考えています。

(近藤会長)

- ・ほかに御質問はありますか。

(藤城委員)

- ・北海道農業法人協会の藤城でございます。病虫害発生の予察事業ということで、そもそも、農業改良普及センターの人員が削減されている中で、これだけ環境が変わって、色々な場面で色々な災害が起きるなど、これだけ環境が違う（変動）する中で、どれだけのマンパワーでこれだけの予察事業をやって、下（生産者）まで反映できるのか大変疑問です。これは、スピード感を持ってやらなければならない事業だと思っておりますが、普及センターや市町村などのマンパワーが足りているのですか。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・マンパワーということであれば、農業改良普及センター約600名、それから農業試験場が約400名、約1,000名の職員でこの仕事に当たっています。昔に比べれば、職員の合理化などで減っているのは確かですので、仕事のやり方などで、定点調査などは効果的・効率的に動いていくことで、仕事の進め方を常に議論しながら今与えられている人数の中でしっかりやっていくということですので、地元におかれましても、御支援・御協力を賜ればありがたい。

(藤城委員)

- ・通常業務プラスこれがあるので、出来ないのではないかと思います。限られた時間の中で苦勞するとは思いますが、その点も踏まえながらやらないと、せつかくやる事業が絵に描いた餅にならないようにお願いします。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・通常業務の中に試験場も普及センターも、ビルドインしながら回していき、対応していきます。

○意見聴取

(近藤会長)

- ・ほかにございませいか。なければ、次に議題に移らせていただきます。
- ・はじめに、事務局から「食料・農業・農村基本法の見直しに関する中間取りまとめ」を御説明いただき、その後に意見交換をいただきたい。
- ・それでは、事務局から御説明をお願いします。

(1)「食料・農業・農村基本法の見直しに関する中間取りまとめ」

(小谷政策調整担当課長)

- ・資料4を使い説明していきます。
- ・国では、食料・農業・農村基本法の見直しが進められており、その中で、5月29日には、見直しに関する「中間取りまとめ」が示されたことを踏まえ、その内容とそれに対する道の対応などを説明します。
- ・資料4の1をお手元にお願いします。右側に道のスケジュールをまとめていますが、令和4年の8月に、国と初めての意見交換を行い、10月に2回目、1月30日にはこの審議会からも御意見をいただき、3月には国への提案を行っている。
- ・2頁目をご覧ください。道では、さらに4回目、5回目と意見交換を重ね、5月29日に、国の基本法検証部会から、「中間取りまとめ」が出されたところであり、さらに、検証部会では7月から8月にかけて、全国で、「中間取りまとめ」に関する地方意見交換会を開催し、7月26日の札幌会場では、農政部長が出席し、道の意見を陳述したところです。
- ・今後について、道では、本日の振興審議会での御意見も踏まえ、9月上旬にも、改めて、道の意見・要望を国に伝えてまいりたいと考えています。
- ・ちなみに、国では、年明けの通常国会に、基本法の改正案を提出することとしていると聞いています。
- ・資料4の2をお手元にお願いします。このたびの「中間取りまとめ」では、柱が3つあり、食料安全保障の強化、環境に配慮した持続可能な農業、人口減少下における生産性の維持・確保という方向が示されており、いずれも、北海道がこれまで、農業団体などと一緒になって取り組んできた方向と同じであるが、道では、重要なポイントを改めて国に伝えることとし、7月26日の地方意見交換会では、資料4の3により、意見を述べたところで、本日は、資料4の3を下にポイントごとに資料をまとめ直したので、説明します。
- ・資料4の4以下になりますが、資料4の4の資料もお手元にお願いします。「食料安全保障の強化」として、食料の安定供給に向けた構造転換になります。北海道農業の現状では、本道では、従来より、小麦や大豆の輪作体系を基本とした畑作農業の基幹作物として、また、水田農業における重要な戦略作物として生産拡大を図ってきており、小麦で国内生産の7割、大豆で4割を占める主産地となっており、また、近年、麦、大豆に続く、第3の輪作作物として期待される子実用とうもろこしは、土壌改良効果による後作作物の生産性の向上や労働生産性の高さなどから、近年、生産が拡大しています。左下の「北海道の取組」ですが、小麦や大豆、自給飼料などについては、生産拡大に取り組んできてはいるものの、輸入に多くを依存している現状を踏まえ、これらの増産を図り、外的要因に左右されにくい、体質の強い生産基盤を築いていくこととしており、そのため、資料の右下、直面する「課題」と「今後の取組方向」になるが、生産力を支える水田などでの基盤整備事業を推進するとともに、輸入依存度が高い小麦や

大豆は、病害虫に強い多収品種の開発を進めるほか、自給飼料については、本道のスケールメリットを活かして、増産に取り組んでまいりますが、水田における本作物化が重要なポイントになります。

- また、自給飼料の生産、利用の拡大に向けては、品質を確保するための産地側での乾燥・保管施設の整備や広域流通させるための拠点作りや輸送体制の確立などへの対応が重要と考えています。
- 次の資料をお願いします。「環境に配慮した持続可能な農業」として、2の環境に配慮した持続可能な農業への転換では、北海道農業の現状であるが、本道では、平成3年度から農業者や関係機関・団体が一体となって、健全な土作りに努め、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業を推進するとともに、それらを基本的に使用しない有機農業の拡大に努めるなど、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。
- 令和3年5月、国は、持続可能な食料システムの構築に向けた中長期的な戦略として、「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに、農林水産業のゼロエミッション化や有機農業に取り組む面積を100万haにすることをめざすなど、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収に取り組むこととしております。左下の「北海道の取組」の部分では、各般の取組の推進により、有機JAS認証面積が拡大するとともに、全道の化学肥料、化学農薬の使用量がともに4割削減されております。さらに、温室効果ガスの排出削減やカーボンクレジットの創出の推進に向けて、本年5月に北海道カーボンファーム推進協議体を設立し、情報交換や先進事例の普及などを進めています。
- 資料の右の「課題」に対応するため、「今後の取組方向」のとおり、引き続き、化学肥料・化学農薬の削減、有機農業の取組拡大、カーボンクレジットの創出・普及を進めていくこととしています。
- 次の3頁目の資料をお願いします。「人口減少下における生産性の維持・確保」として、3の多様な担い手と人材の育成・確保では、本道農業は、1経営体当たりの経営耕地面積が、農業産出額第2位の鹿児島県に比べて13倍と主業的（専業的）な農家が主体となって営まれ、これら「担い手」の考え方については、北海道は主業的な農家が中心と考えておりますが、ここで資料4の2の中間取りまとめに戻っていただき、裏面の3農業に関する基本的施策の部分で、強く議論された部分の一つが、上から3つ目の矢印の多様な農業人材の位置づけの部分です。地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、複合的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行うことが大前提で、これを細かく説明すると、後段に副業的経営体とありますが、北海道でいうと兼業農家やパート、アルバイト、短期の雇用者もいますが、北海道では主業的農業者ではない副業的な農家さん達が多様な人材と位置づけ、こういう農家に農地の保全・管理をなど行わせる考えで、北海道では、主業的な農家と言っていて、府県で議論されているときは主業的でない方々にも農地を任せて行きませんかというのが、中間取りまとめで出たというところです。資料4の4の3に戻って、資料の左下の北海道の取組で、担い手のイメージ図がありますが、まず、農業生産を担う「多様な担い手」の主業経営体65%を多様な担い手と考えております。その担い手を労働力で支える多様な人材、補佐的な役割として、パートやアルバイト、外国人、農福連携なども「多様な人材」に含まれると思います。さらにその外側に、農業・農村の守り手、応援団とありますが、具体的には、農業の担い手というのは、規模の大小には関係なく、効率かつ安定的に農業を営むもので、政策的支援を受ける以上は、その政策的な施策を有効に活用しながら、発展的な経営の下で安定的に国民に食料を提供できるものと北海道としては考えております。こうした担い手を支えるのが、多様な人材で、パートやアルバイトなどを多様

な人材と位置づけています。さらに、それらを支える、二地域居住や半農半X、地域や都市部の消費者などは、環境保全、地産地消など様々な活動を通じて、農業・農村の守り手、応援団として貢献していただいているものと考えています。いずれも、農業・農村を支える重要な役割を担う存在と認識していますが、今後の取組方向としては、農業を営む生産者とそれを支える多様な人材、また、農業・農村の応援団それぞれの役割に対し、政策的な視点を当てて、支援を行っていただくことが重要と考えています。

- ・次に資料の4頁目ですが、「人口減少下における生産性の維持・確保」として、4の戦略的な技術開発と普及・定着では、農業者の減少に伴い、1戸当たりの平均経営耕地面積が大きくなり、労働力の確保が難しくなっていくことから、スマート技術を活用した農作業機等の導入による、省力化・効率化の推進が求められている。左下の「北海道の取組」では、①の圃場の大区画化を行い、自動走行する農業機械の能力を最大限に発揮できる環境作りを進めるほか、②、③のGNSSガイダンス（車のナビシステムみたいなもの）と自動操舵機能のついたトラクタを導入することにより、種まきや農薬散布の作業時間が最大で7割削減され、④の酪農の現場に搾乳ロボットを導入することで、労働時間を2割削減するなどの省力化、効率化が実証されており、スマート農業技術は明確な成果をあげている一方、農業機械の価格が高額で国産の作業機メーカーが国際規格対応になっていない場合が多く、簡便な操作ができないなどの課題があり、より一層の社会実装の推進に向け、低コスト化や国際規格対応作業機の開発などが重要となってくると考えています。

- ・次に5頁目ですが、「人口減少下における生産性の維持・確保」として、5の農村機能の維持・向上では、本道の農村では、農業者の減少や高齢化が進行する中、農業集落数の減少率は全国を上回る状況であり、集落機能の維持に懸念があります。

また、農村地域の生活に不可欠な農村インフラである農道や営農飲雑用水施設などの老朽化も進んでおり、例えば、農道は、半数が整備後30年以上を経過し、今後、耐用年数を迎える道路が増えてきます。このような中、道内では、農地や水路など地域資源の保全管理として、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」など国の制度を活用し、地域住民の協力を得て行う水路の維持管理作業や農業者が共同で行う防除作業を進めています。また、農村に住民が安心して住み続けられるよう、農道や上下水道にも利用できる営農飲雑用水や集落排水などの整備を行ってきたほか、農村の活性化に向けては、関係人口の増加や移住、新規就農にもつながる、地域ぐるみで国内旅行や教育旅行の受入れ、農村ビジネスへの支援を行っています。

今後についても、引き続き、地域資源の保全管理に農業者以外の参画を進め、農村インフラでは、老朽化に加え、農業機械の大型化などへの対応が必要であることから、施設管理者である市町村と連携して、地域の状況に応じた整備や保全管理を計画的に進めています。

加えて、農村の活性化に向けた都市と農村との交流を図るため、地域ぐるみで受入体制作りを支援するほか、農村ビジネスでの商品開発や販路開拓に加え、加工・販売等に必要な施設整備への支援を行っています。

- ・以上、5枚について、道の考え方であり、繰り返しになるが、この中間取りまとめが示す考え方については、北海道がこれまで取り組んできた政策の方向と同じであり、ここに挙げた点について、しっかり後押ししていただけるよう、国に伝えた上で、我が国の食料安全保障、安定供給などに最大限貢献してまいりたいと考えています。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございました。
- ・ただいま説明があった内容について、意見交換をしたいと思います。委員の皆様から、御質問・御意見などがございましたら御発言をお願いしますが、時間が限られておりますので、御発言は1人3分程度でお願いします。どなたか発言ございませんか。なければ、いつものとおり私から指名させていただきます。第1グループとして「生産者グループ」、第2グループとして「消費者グループ」、第3グループとして「農業団体、経済界、自治体」のグループの区分で意見聴取を進めたいと思います。
- ・それでは、第1グループの鈴木委員からお願いいたします。

(鈴木委員)

- ・鈴木です。ほとんどの内容は聞いたことがあります。実情からすると絵に描いた餅に近いのかなという印象です。有機農業はもちろん大事だし、農薬や化学肥料を使わない農業ができるようになることは理想だと思いますが、今まで散々化学肥料に頼ってきて、入れれば取れる、虫が出れば農薬をかけて営農してきたので、ここから有機農業に変えろとか、農薬を減らす努力はかなりしているが、気象状況も変動している。ただ、何もしないわけにはいかないのは理解しています。
- ・国が進めようとしていることは、私達のような大規模でやっている農業者にとっては、切ない話だと実感しています。
- ・また、農地の集積、集約化はすごく大事だと思うが、現状では、お金がある農家が「3条」で買ってしまいう事例がたくさんある。隣接する畑が売りに出ても自分達は買えない事例はよくある。農業委員会を通さない形で進められていると、集積や集約化というのはきちんと進んでいないのかなと感じています。
- ・また、北海道は農業産出額第2位の鹿児島県と比べ耕地面積が13.2倍となっても売上の3倍にもならないのは、1年1作ということで仕方がないかなと思う一方、麦、大豆、子実用とうもろこしを拡大して行って、さらに収入が減るのも困ります。
- ・当方も、近隣の酪農法人からの依頼で、土地条件の良くない圃場でデントコーンを作り、種まきと防除だけを行う形をとっている。近年、そういう農家が増えてきたかなとは思っています。状況が整えば、それが、小麦などの拡大につながればと思います。現状と本日の説明に対する意見とさせていただきます。以上です。

(近藤会長)

- ・それでは続いて、同じ生産者代表の上口委員をお願いします。

(上口委員)

- ・新しい技術の利点はよく分かるが、これからを担う若い人達が、省力化のために、ドローンやスマート技術を取り入れたトラクタを導入しても、結局、生産者価格が上がらないようでは困る、農業をやっている良かった、夢のある職業だと思ってもらえるような農業政策にしてもらえたらと思います。
- ・次に、「水田活用」についてですが、畑に水を張る効果は十分理解しており、この制度を活用している方々も沢山いますが、従来から、水田は減らしましょうというのが政策の流れだったと思うが、この水活によって、かえって水田が増えているのではと、矛盾を感じている。わざわざ、お金をかけて畦畔を造成し直してまで、水を溜めている方を目の当たりにすると、納得のいかない気持ちになります。以上です。

(近藤会長)

- ・それでは、続いて藤城委員をお願いします。

(藤城委員)

- ・藤城です。多様な人材を受け入れようという取組をしたいということですが、市町村によっては、グリーンツーリズムを進めようと思っても、市街化調整区域だから利用できないということで、農村でお店を出すことができない、地域に住むことはできても開発許可がおりないことがあり、そのあたりの改善が必要です。
- ・先ほども出ていた水活の問題ですが、当方も今年からWCSに取り組んでいます。輸入飼料が高くなっているの、需給にあっているのかなと思うが、飼料の増産に取り組む一方で、乳価や乳量を引き下げるとするのは、逆行しているとも思うし、北海道以外では生乳が足りないという現状の中、減産するというのは問題かなと思います。
- ・農業法人の育成についてですが、当方のような複数戸法人が、地域の土地の受け皿となったり、新規就農者の受け入れを行ったり、また、自分で土地の取得ができない方には土地を貸してあげるとか、機械を貸してあげるとか、地域において、そういった形で農業法人を使ってもらえれば、新規就農者も増やせると思います。また、経営者にならなくても、農業法人に勤めるという形であっても、農業者人口の増加に貢献できるのかなと思います。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。ではこれに対する道の見解をお願いします。

(山口農政部次長)

- ・多岐にわたる意見に感謝。
- ・私からは一つだけ回答し、その他に付いては、それぞれ、担当局長から回答させていただく。
- ・上口委員からの価格形成の件については、非常に重要な項目であるとの認識。また、この基本法の見直しにおける検証部会でも、高い関心を持って議論されているところであり、国も調査事業などの形で予算をしっかりとつけてやっていくとのことであり、我々も注視していきたいと思っている。

(野口食の安全推進局長)

- ・有機農業などについてですが、鈴木委員のお気持ちは理解。化学肥料や化学農薬を使わないと手間がかかるというのは以前より指摘されていた課題、特にますます人が減って、規模拡大していくとその問題がより大きくなっていくという中で、2050年に有機農業を100万haを増やすというのは、どうなのかというのは非常にわかるころではあるが、環境問題とか温室効果ガスの排出が多くなるときに、このままでいいのかとの問題も出てくる。
- ・中間とりまとめでは、これまで、農業は多面的機能で世の中に貢献してきたとの考えだったが、今回はそのような負の面も解決していかなければいけないというのが大きな課題になっていて、技術開発と技術の普及の中でイノベーションを起こして解決していくことをベースにしながら環境直払いや国内資源の使用への支援など政策を総合的に行って、実現に持っていこうというスキームでいるので、御理解いただけたらと思う。
- ・なお、クリーン農業は、平成3年からやっていて、30年かけて化学肥料で4割ほど削減させている。それは技術開発に加え土壌診断に基づく適正施肥で普及させてきた現場の御努力の結果と思われる。いきなり有機農業をとばし上げな

いが、現場の方々には、基本の技術に取り組ながら、新しい技術が開発されたらそれを着実に取り入れて、化学肥料や化学農薬の低減を図っていくことをお願い。私たちも協力して行きます。

(小原農業経営局長)

- ・鈴木委員から御指摘のあった農地の集積・集約化であるが、私は、先日、十勝の農家さんを訪問させていただき、規模拡大の意向について訊いたところ、条件の良いところは買われてしまうから、意向があっても規模拡大はなかなか難しいとのことであった。民間同士の案件に、どこまで口出しできるのかという思いを抱きつつ、一方で、「農業経営基盤強化促進法」が改正され、人口減少下であっても、農地の集積・集約化を進めていこうということで、まず地域計画というものを令和6年度末までに市町村に作成しなさいという義務付けがなされ、その中で、農地の効率的な使用について、その将来の具体的な姿を位置づける「目標地図」の作成が定められている。「目標地図」については、市町村や農業委員会、農協など、地域の関係者と農地バンクの機能を持つ農業公社などが協議した上で、例えば10年後に誰がその農地を耕しているかという内容を盛り込むこととなっているので、地域での話し合いが重要なのかなと、我々としては、その「目標地図」の実現に向けて支援していくことが大事かなと考えている。
- ・次に、藤城委員からの市街化調整区域での開発許可の件で、その進め方についてあるが、例えば、「農村産業導入法」や「地域未来投資促進法」などを活用して、その地域を将来どうしていくかという計画を立ててもらった場合は、農地転用や開発許可の手続きがワンストップで迅速に進められることになっているので、これらの活用を検討していただければと思います。
- ・次に、新規就農における農業法人の件であるが、単身で農業の世界に入ってくるというのはお金の問題や、本当に生活していけるのかという問題があり、かなり心理的なハードルが高いと思うところもあり、法人化することによって、新規就農者の受け皿になってもらうのは本当に重要というか、必要なものだと思いますので、引き続き、法人化というのを進めていきます。以上。

(牧野生産振興局長)

- ・鈴木委員からの飼料作物に関してであります。自給飼料を増やしていかなければならないという中で、畑作地帯では、増産に向けたシステムがまだできておらず、やはり畜産地帯から距離が離れていることなどが要因であるが、そこを進めていかなければならないと考えており、小麦の前作に飼料作物を入れると収量が上がるなどの利点もあるので、皆様の御意見を伺いながら取り組んでいく。
- ・上口委員からの水田活用についてであるが、昨年来、皆さま方から多数のご意見をいただいております。地域ごとにそれぞれの取組が出てきている状況。北空知や上川方面では米を作ることを中心にブロックローテーションをしていく、南空知では今まで行ってきた転作について、「畑地化支援事業」を活用して本作化に取り組むなど、いずれにしても需要に応じた米生産を進め、主食用米と新規需要米で水を張っていく、転作に取り組んできたところは本作化を進めるということで食料を確保するというのが大きな流れ。地域の御意見を伺いながら進めていく。
- ・次に、藤城委員のWCSの件であるが、こちらは今話に関係するが、WCSは新たな機械投資もいらないということもあり、水張りの確保という面で期待されている。本道の水張り10万haも主食用米だけではないのが実態です。
- ・なお、現在、飼料増産を進める一方で、生乳の生産調整を行っている状況であり、本道の生乳生産は全国の6割を占め、全国の生産調整も本道が引き受けて

いる形となっている状況です。

- ・生産を抑制するだけでなく、積み上がっている脱脂粉乳の在庫の解消や輸入チーズから道産への置き換え、牛乳乳製品の輸出拡大に加えて消費拡大など、総合的に取り組んでいきます。以上です。

(近藤会長)

- ・消費者グループの仲沢委員、お願いします。

(仲沢委員)

- ・仲沢と申します。消費者の立場から思ったことを申し上げます。
- ・最近牛舎の搾乳ロボット化に伴い、少ない人数でたくさんの牛を飼育できるようになりました。

私たちの村でも、牛舎が急増し、大型化に伴い牛乳が飽和状態になり牛乳の生産調整が入ることになりました。牛乳を廃棄することは、SDGsの観点からとても残念です。

生産者に、チーズやバターなどに加工してはどうかと尋ねると、加工用の乳価は安いと言われた。道や国が保証しなければならないと思います。

- ・日本だけでなく海外へ輸出の販路の拡大が必要です。
牛乳が足りないからといって、大型化に補助を出して、今度は余るから生産調整するというのではなく、計画的に進めてもらいたい。
また、ウクライナ侵攻により家畜の飼料と燃料が高騰し農家の経営が圧迫されています。

北海道は豊かな食料基地ですが、近年の温暖化に伴い農作物が高温による被害も多く出ています。スプリンクラーの設置や除礫、また、家畜に冷風機を使用している農家もいる。畜産物にも影響が出ているので、今後は温暖化対策も必要です。

- ・牛などの飼育頭数が増えると糞尿問題がでます。先日、鹿追のバイオガスプラントを見学してきましたが、余った熱でチョウザメの飼育やマンゴーの栽培をしていました。環境問題の観点から水素ガスを作り自動車の燃料を作っていたが、北海道の水素ガスプラントは、鹿追と苫小牧の二カ所しかなく、実用化に向けては水素ガスプラントを増やす必要があります。また、車1台を水素で満タンにすると6,000円かかるそうで価格も安くしないと難しい。今後増える糞尿に対し処理施設も増えるが、温室効果ガス排出削減策として良い取組だと思えます。
- ・食料についてですが、水産物は関係ないかもしれませんが、原発事故から12年まだ収束されていないのに東京電力の原発処理水がアルプス処理水を24日に海洋放出をしました。

私たち消費者は浄化設備が除去できないトリチウムが含まれた状態で放出されるのは安全安心の観点から目に見えないためとても不安。実際に香港や中国は、日本の農畜産物や水産物の輸入規制をしています。北海道の作物に対しても今後風評被害の影響が出ないことを願っています。以上です。

(近藤会長)

- ・次に坪江委員お願いします。

(坪江委員)

- ・コープさっぽろの坪江です。
日本の食や農作物は北海道が支えていると思っているが、首都圏や道外に出るとなかなかそういう風には感じない。
- ・今回の改正を踏まえて、そこに北海道の農業を盛り込んでいけるかということ

が大事、北海道の農業を考えた基本法の改正になればと思っています。
今年コロナも開けて、北海道観光に来る方がすごく増えている。これだけ北海道に行きたいというファンがいるので、もっと北海道の農業に関わったり、知ってほしい。

- ・コープさっぽろでは、畑でレストランということを行っている。先日、参加したのだが、生産者が農業のやり方や思いを伝えながら畑を案内し、その後で美味しい料理を食べさせてもらってというところがすごく良かったです。
コープさっぽろは、生協組合員に対して行っていますので、組合員以外の方や道外の方など旅行に来た方にそういうのが伝わったら北海道の農業がもっと魅力的なものとして伝わって、購入したいという気持ちにもつながると考えています。
ツーリズム的なことも必要だと考えます。
- ・有機農業についてですが、日本の気候から考える有機農業は難しいと生産者から聞いています。環境の面から考えると有機農業は必要だが、生産しやすい環境を整える必要があります。

(近藤会長)

- ・次に岩井委員をお願いします。

(岩井委員)

- ・外務省のホームページを見たのだが、今回の法改正の一番の肝は食料安全保障だと思います。食料安全保障の定義ですが、全ての人がいかなる時にも活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために十分に安全かつ栄養ある食料を物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況です。
また、それを保障する4要素として、アクセス面、供給面、利用面、安定面というのがあるが、一般国民から見ると、アクセス面の保証とか、安定性の保証というのはいくらもわかっていて、この食料安全保障の全体像がわからないので、教えていただきたい。
- ・食料の安定供給に関しては、本会議で、農業生産の増大ということが基本とされているが、安定的な輸入と備蓄の活用ということが外務省の資料にあります。国内農業ですべてを賄うことは、不可能ではないかなと思われるが、適正な輸入もあるのではないかなと思う。その適正な輸入量というのは、どういうふうにとらえていけばいいのか、教えていただきたい。
- ・小麦や大豆、飼料などを置き換え推進ということが言われているが、どのぐらいの生産量があれば食料安全保障は達成されたと言えるのか、生産量やその期日について何も書かれておらず、闇雲に突き進んでいるように感じます。期日をどのように捉えているのか、何があったとしても日本に住む人に食料が行きわたるために、何をどのくらい作ると食料安全保障が達成されたと考えていいのかを教えていただきたい。
- ・農業の担い手の問題について先ほど説明があったが、生産者、多様な人材、応援団という話があった。多様な人材や応援団を増やしたいことはわかったが、本当に生産者を増やしたいと熱意を持っているのか疑問であり、土地所有は農業者や農業法人しかできないわけで、素人には介入できないというハードルがあり、バリアーがある。
実際に農業者になっても、農家の方がいつも農業を行っているわけじゃなく、例えば、冬は高速道路除雪をしている方、夏でも建築業の仕事をしているという女性もいる。
また、実家は農家だけれど事務職やっているとか、そういう方がいっぱいいる。

そこに対しての何か農業を担う方に対して、何か啓発などそういう方々が担いやすい環境づくりというのが本当にあるのかということと、そこをどのように考えているのか、本当に農業者になりたい人に対するバリアーがないのかと思います。

- ・農業のやりたい方には、農業研修が必要だと聞いているが、研修を受け入れる方が高齢化により受け入れられないということがあると聞きました。研修の受け入れ先を例えばもっと豊かにしていくとか、農業者になりたいという方に間口を広げるための考え方を教えていただきたい。
- ・農福連携ということがよく言われています。金曜日のニュースで、恵庭の牧場で知的障害のある方が18年から45年、奴隷労働のような形で働かされていたということで、提訴したというニュースが入ってまいりました。これは全国的に見ても人権侵害ということで、北海道のブランドを貶めることになるかと思えますし、農業実習とか法律を見たのだが、これは発展途上国の経済発展を担う人づくりということが書かれていました。また、農業実習は、お手伝いじゃなく、労働者の需給調整の手段として行われてはならないと法律に書かれています。実習で来た方の幸せと技術移転ということを求めるものでありますので、考え方を確認したい。

(牧野生産振興局長)

- ・仲沢委員のご質問また御意見を含めてお答えさせていただきます。
- ・乳価と生産調整についてですが、乳価については、ご承知のとおり昨年11月に飲用向け、そして本年4月、また更に8月から、値上げという形で乳価が上昇しており、これについては、本道の生乳生産では、8割が脱脂粉乳やバター原料加工用として、2割が飲用という構造の中で、非常に乳価への影響が大きく、実際のプール乳価につきましては、100円8銭だったものが110円25銭と10円17銭ぐらいい上がっています。先ほど加工乳の話があったが、乳価そのもので対応していく。また、生産調整については、とにかく脱粉が余っている。これについては、国に対する要請や消費拡大にしっかり取り組んで行かなければ解決できないと考えている。また、チーズのシェア拡大など考えていかなければならない。
- ・飼料については、飼料価格が高騰、長期化しており、この影響を緩和するため配合飼料価格安定制度など、国の緊急対策の実施と合わせて、北海道の独自対策として、生産者積立金の全額支援として総額約25億円の独自対策を行っている。飼料価格高騰対策については、価格安定に対する支援をしているが、外的要因を受けにくい自給飼料をしっかりと作っていくことが根本的な解決となるよう、現地の実情やみなさまのご意見を踏まえて、進めていかなければならないと考えています。
- ・また、糞尿処理については、バイオガスプラントを全道で取り組んでいる。電力化のほか、消化液をほ場に散布し牧草地に活用するなど、厄介者でもあるが、有機質資源として、栽培に大変有効なものとの考え。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・仲沢委員から温暖化について、何か対応していく必要があるのではないかとという御意見をいただいた。
- ・長い目で見ますと、対策としては、品種開発により病気に強く収量が取れる品種を作っていくとか、これまで採れなかった地域で、小麦を栽培したり生産技術をしっかりと研究するとか、長期的に考えればそういう対応が求められており、今、進めている。
- ・当面の対応としては、今年のように気温が高いときは事前に農業改良普及セン

ターから高温に伴った営農技術対策を緊急に発信して、できるだけ影響が少なくなるように営農指導をさせていただいている。

実際、今年は影響が出ていることから各作物や家畜の影響を記録、解析して、今後の営農指導対策に備えていきたいと考えている。

- ・岩井委員から話のあった、研修先の確保についてですが、道では北海道指導農業士が新規就農者の研修の受け入れや助言指導を行っており、現在、約1,100人の指導農業士と一緒にいる。加えて、北海道農業担い手育成センターで、研修先の受け入れ体制の強化を支援している。

また、各地域の担い手育成センターでは、独自の助成や農業体験実習のための宿泊実習施設の整備などを行っており、私共の方もこういう情報を積極的に周知しながら行っている。

いずれにしても、研修先の確保をしっかりと進めてまいりたいと考えている。

- ・仲沢委員からの温暖化に対する試験研究については、農業研究本部の古原本部長から補足をお願いします。

(古原農業研究本部長)

- ・品種開発のお話がありましたが、今年のような高温のデータは大変貴重、いろいろ品種の候補が水稻、小麦、馬鈴薯、大豆、小豆などあるが、今年 of 気象の中でちゃんと品質はどうだったのか、豆などは色流れしていなかったかなどデータとして、記録される。そういう中で、選ばれるのが、高温でも収量があり品質の良いものが選ばれます。

- ・また、今後のことを考えると病気に強く、農薬が不要になるような品種があれば、非常にいい。病気に強くなれば4回散布していた農薬を3回に減らせるなど労働時間の縮減や生産性の向上という形で寄与できます。

- ・道内に試験場が8拠点ある。南は道南農試、北は天北試場、東は酪農試験場があり、気象の平年値1991年から2020年までの平年値を比べると、最近は道南農試では八戸の平年値と同じくらいとなっています。

また、北と東にある天北試場と酪農試験場は、平年値の北見農試や十勝農試と同じくらいになっており、少しずつ暖かくなっています。

天北や酪農試のある中標津で、キャベツやにんじん、新顔作物など、寒さに強い野菜などの栽培ができる可能性が高まってきており、また、糞尿についても、耕畜連携が大面積でできます。

北海道農業の可能性として、温暖化により新しいことが出来る可能性があります。

(小谷政策調整担当課長)

- ・岩井委員からお話のあった、作物をどれくらい作ったら安全保障の確立と言えるのかということに関して、国では目標を立てており、令和12年には食料自給率を45%にする計画があり、その計画に伴い、各主要な作物の生産量の計画があるので、それが目標となる。

また、安定供給というのは、国内生産+輸入+備蓄ですが、生産量が45%だったら残りの55%は輸入に頼ることになる。

なお、令和12年に国は食料自給率45%を目指ことになっており、北海道は268%ということで、北海道の全人口の2.7倍の方々の分もきちんと賄えるぐらいの北海道は生産を担う目標を立てています。

(小原農業経営局長)

- ・岩井委員から御指摘のあった、農福連携に関しまして、御指摘だった事案につきましては、訴訟案件であり、事実関係など詳細は不明ですが、知的障害者の方の

みならず、雇用する人材に対して、人権侵害というようなことはあってはならないと考えています。

- ・農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、担い手を支える人材の確保などに重要な取り組みと認識しています。

このため、道では部内に担当の室を設置し、道庁内の保健福祉部や農業者、農業団体、福祉団体、福祉事務所など関係者と連携して農福連携の推進に取り組んでいます。

その中で、セミナーの開催やホームページを活用した優良事例の提供などを通じて、農業者や関係者に対して、雇用条件の整備、障害者に対する理解情勢など、普及啓発や情報発信を行っており、引き続き関係者と連携しながら障害者の方々が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきたいと考えています。

(野口食の安全推進局長)

- ・岩井委員から質問のあった、食料安全保障のアクセス面についてですが、定義としては、栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を用いるかで、安定面では、いつ何時でも、適切な食料を入手できる安定性があるかということです。

中間とりまとめにおいては、物流の問題と実際に物流で届けられた食べ物を買う人がいるかという経済の問題が記述されています。

食料の安全保障は、安全、安心で質の高いものを作るだけじゃなく、物流のクライシスの問題ですとか、経済的な事情によって健康的な食生活の実現が阻害されている問題などを解決し、すべての人が将来に渡って安定的に入手可能な状態にしていく必要があると考えています。

食品アクセスの問題は、農業政策だけで解決する問題ではなく、物流などの国土交通政策や、経済政策で全体の所得を上げること、または、福祉政策など、多岐に渡る施策が、総合的に講じられることによって解決されていくと考えている。中間とりまとめでも、関係省庁や自治体等と連携して幹線物流の効率化やラストワンマイル物流の強化、子供食堂の活動支援などを行っていくことが掲げられています。

今後とも国と意見交換してまいりたい。

(山口農政部次長)

- ・仲沢委員のアルプス処理水の関係については、北海道としても、非常に影響を危惧しています。

これまで知事会を通じて言うべき事を言ってきましたが、庁内で情報共有や迅速な対応のため、連絡会議を先週立ち上げ、農産物や水産物に対し、対応を協議しています。

坪江委員から御意見のあった、北海道農業に沿った基本法の改正になることにつきまして、基本線は合致しているものと認識しておりますが、さらにその中で北海道に沿ったものになるよう国に要請していく。

先ほど、畑でレストランのお話があったが、価格形成については、消費者の理解醸成がないと成り立たないことから、こういった取組は大変重要な取組であり、食育などを通じながら消費者の理解醸成を図っていきたいと考えています。

(近藤会長)

ありがとうございます。それでは最後、第3グループになりますが、本間委員よろしく願いいたします。

(本間委員)

- ・土地連の本間です。今回の基本法の見直しの第1の柱が食料安全保障の強化でございますが、その目標の一つに麦、大豆、飼料作物の生産性を拡大するとありますが、これは、北海道農業が果たす役割は相当大きいと考えます。ゆえに、北海道農業の持続的な発展、これが大前提であると考えます。
- ・今の少子化の問題、農村地域の高齢化、人口減少など、今まで以上に進展していくことが想定されている中で、今の農地を引き継いでいける人材の確保が不可欠ではないかと考えます。農業者がいなければ、地域農業の持続的な発展はありません。新規就農も含めて、将来の人材の育成・確保を強力に進めていくことが大事であると考えます。
- ・その上で地域計画、人・農地プランです。これの策定の徹底、農地の受け皿となる経営体が農地を引き受けやすくなるような施策の充実が必要ではないかと考えます。そして、その農地を引き継いだ担い手が、意欲、希望を持って営農に取り組んでいけるよう、計画的な生産基盤の整備により、スマート農業を最大限発揮できる優良農地を確保していく。併せて、特に専門的な農業者への経営安定対策の一層の充実が必要ではないかと考えます。
- ・もう1点、生産基盤の整備であります。生産性の向上はいうまでもありませんが、その生産性の向上だけではなく、防災、減災対策、あるいは温室効果ガスの削減など、環境対策の観点からも事業制度の充実も必要ではないかと考えます。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございました。次に太田委員お願いします。

(太田委員)

- ・御説明ありがとうございます。北海道経済連合会の常任理事という立場で、北海道の経済団体からの意見という形でコメントを述べさせていただきます。
- ・私の方からも簡単にポイントだけお話ししたいと思いますが、先程からずっと言われているように今回のポイントは食料の安全保障と経済の安全保障、これが同時に求められていると思っています。
その上で、先ほども言っていましたが、20年が経ち、今回の食料・農業・農村基本法の基本理念は維持しつつも、現在の国際情勢に合わせた日本の食料供給基地となる北海道の農業、こちら国民生活の安定および、国民経済の健全な発展、これを支えられるものにする必要があるかと思っています。ずっと議論されていますスマート農業といった効率的生産方法、これも当然ですが、若い世代が農業に興味を持っていただくような環境づくりがやはり1番だと思っています。
- ・その上で、さらに、都府県に先駆けて少しでも、北海道の農業が労働集約型から資本集約型に行動変容できるような目線も必要だと思っていますので、そういった経営視線を持った人材の確保とその手段の拡充が必要だろうと思います。
- ・当然、足元の大きな問題であります生産原料や資材、肥料原料、こういった価格の高止まりに対する対応、老朽化による施設の更新、こういったものも必要だと思っていますが、10年先、20年先の未来を見据えた将来の投資、こういったもので、北海道農業・農村の振興に強靱性を与えられるような政策に是非していただきたいと思っています。
- ・最後に、消費者側の地産地消の意識の啓発など、農業に対する理解度の向上を促していくことで、脱粉をはじめとした、需給のミスマッチなどをどうやって解消していくかが重要かと思っています。そういった意味では、消費者の食料環境に対する知識の向上と行動変容、いわゆる食料リテラシーの向上、国際感覚やSDGsに対する意識など、しっかりと今まで以上に踏み込んだ取組に資するような条項に

していくことも必要ではないかなと感じました。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。続いて浜田委員をお願いします。

(浜田委員)

- ・今回の取りまとめ内容については、早い段階で農政事務所の方から貰って読んでおり、感想ですが、食料に対して、今までにないぐらい危機感が表れているという印象を持ちました。この時期に取りまとめ、内容的にもかなり踏み込んでいっていると思っております。北海道の立ち位置についても理解しました。
- ・その上で、今後の20年、どういうふうに展開できるか、誰も想像がつかないかもしれないかもしれませんが、今予想しうる中で政策を作っていくときに、やはり生産者、消費者、外国との調整もあると想像していますが、食料の安全保障という内容に応えられるように、一人の町長という立場でも期待をしていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。
- ・私の立場というのは生産者を支援する立場であります。将来に展望を持って安心して生産していける現場をどう応援していくか、それからもう一つ、消費者を応援する立場でもありまして、日常生活に必要な食品が安心して安く良い物が気軽に手に入るようにしたい。基礎自治体という立場で、利害が絡む問題も当然ありますが、政策実現に向けて、地域の住民の方々に理解を求めると同時に、具体的な政策展開をしていきたい。ちょっと評論家みみたいな言い方になりますが、そういう立場にあるということで、今回読んでいて思ったことが何点かあるので、それについて要望ということで、発言をしたいと思っています。
- ・身近な問題で、新得農協と清水農協では、小麦、大豆、小豆、そばの集出荷施設を持っていて、昭和50年代に整備をして、老朽化で更新の準備を進めてきています。当初事業費は約60億円と聞いていたのですが、今聞こえてきたのは100億円という数字。内容はこれから精査していきますが、生産現場の負担が増加するのはやむを得ないという立場ですけれども、どこまでが限界なのか、自分自身で判断できないのですが、生産現場の意欲を削ぐような投資だけにはならないようにということが1番だと思っています。
- ・これから政策展開をしていく上で、今回の中間取りまとめの中でも書かれていますが、農業の基本政策の中で生産基盤の推進、それから輸入の多い小麦、大豆、飼料などの増産もあるので、基盤整備や施設整備については、食料安保という中で別枠でも、何とか負担軽減できるような予算措置、制度改正が前に進むよう北海道の皆さん方にもお願いをさせていただきたい。
- ・もう一点、畑作だけではないのですが、生産する側もある程度コストも考えて、それぞれ努力をしていますが、結果として、生産目標が長期間にわたって安定した数字になれば、自分の経営を考えた時に、かなり見通しが立てやすいのではと思いました。なかなか難しい問題ではあるのかもしれませんが、なんとかその辺を整理していただければありがたい。
- ・それからもう一点、若手農業者の中で、環境を意識して新たな取り組みをしようという生産団体があるのですが、結果的に諸般の事情で今活動が止まっています。事業を進めることを諦めていないと伺ってまして、我々も努力をしていきたい。
- ・その上で、最後のお願いですが、現場のことを、行政が一緒になって汗をかくのは当然のことだと思いますけれども、我々以上に汗をかいていただける相談相手として、極めて期待の持てるのが北海道だと思っていますので、ぜひそういった相談体制につきましても、今までと同じ、それ以上に一緒になって悩んでいただけることを強くお願いさせていただきたいなと思っています。長くなりまし

たが、私から以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。最後に園田委員からご意見をいただいておりますので、事務局の方からお願いします。

(事務局)

- ・本日欠席となっております園田委員からの御意見をいただいているので、私の方から報告します。
- ・北海道における専業経営体の割合は高く、耕作面積は、他府県の10倍以上にもなります。このような状況の中、スマート農業技術の活用は不可欠であり、着実な増加も見られます。今後も、より一層の推進をお願いしたいと考えている。ただし、スマート農業技術の導入に関しては、コストが高く、経営を圧迫することにもなりますので、支援施策も同時に進めていただけますようお願いいたします。また、担い手の減少も深刻です。スマート農業の活用などを踏まえると新規就農者の確保がより重要であると考えます。新規就農者に対しては、研修体制の充実に加えて、住宅も含めた生活環境の整備もあるとよいと考えます。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございました。時間も迫っていますけれども、道の方からお願いします。

(高崎農村振興局長)

- ・本間委員からお話のありました担い手を計画的に確保していかなければならない。また優良農地の確保が必要だという中で、当然、優良農地にするということに対しては基盤整備を計画的に着実に進めていかなければならないという認識を持っている。私どもが今までにやってきたこと、大区画化によって省力化し、生産性を上げるための排水対策など、色々な形でスタートしています。
- ・また、高温だとか、日照りの問題で畑かん施設を整備や、いろいろな形で、農地の高機能化や水田の汎用化など、畑地化に向けてもこういう基盤整備がありますよということを紹介させていただいて、その中で、若手の方を惹きつけるようなきちんとした農地を作ることも大事だと認識しており、そのためには、農業農村整備の予算をきちんと国の方に要望して確保していかなければならないという認識を持っています。
- ・今後とも皆さんの御協力をいただきながら進めていきたいなと思っているので、よろしくお願いします。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・本間委員、園田委員から人材の確保、担い手の育成のお話がありましたが、御指摘のとおり、高齢化が進行している中、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保していくことは極めて重要で、道でも国に提案しています。
- ・今、道では何に取り組んでいるかということ、本別に農業大学校がございまして、ここを卒業して親元に就農するなり、新規就農するなり、色々な方が基本的には2年間そこで実践的な研修教育を受けており、道組織では、先ほど出てきましたが、地域の農業改良普及センターで新たな技術や経営の指導、こういうものを地域の方々と一緒に考えながら指導し、広めています。
- ・また、関係者のお力を借りまして、新規就農者の方は指導農業士のお世話になりながら研修を進めたり、国の支援を活用したりしながら新規就農対策に取り組んでおりますし、農業研修生のお話もございましたが、各自治体で国の補助金等

を上手に活用しながら施設の家賃支援などに取り組んでおり、しっかり連携しながら広めていきたいと思っています

- ・園田委員からスマート農業の導入に関してコストも高く経営を圧迫するので、支援施策も同時に進めていっていただきたいというお話がありましたが、スマート農業の普及課題はやはりコストの部分です。先端技術が搭載された農業機械は開発費等が含まれているので、やはり高くなる。私どもの方ではまず導入するにはパワーアップ事業や畜産クラスター事業など、色々な補助事業があるので、そこを活用して少しでもコストを抑えることも進めておりますし、高額な投資が必要になるので、必要な技術を選択して確実に導入できるように、農業改良普及センターに相談窓口を設置しています。
- ・それから、実証の成果など、導入の地で分析して皆さまにお知らせするなど、関係者一体となってスマート農業が地域に根付くように取り組んでいます。以上です。

(牧野生産振興局長)

- ・浜田委員からお話がありました麦、大豆の施設につきまして、50年代に作った施設が更新の時期がきており、施設整備そのものが非常に高額になってきているという状況。特に、この国際情勢になってから、事業費が非常に高くなっているという声を聞いている。また、こういった施設を整備する場合、御承知のとおり強い農業づくり交付金、もしくは産地生産基盤パワーアップ事業、こちらが非公共事業の施設整備では中心となっています。こういった事業につきましても、予算状況がかなり厳しい状況。計画を作る段階でポイント制になっておりますので、できるだけ整備できるよう、北海道では計画の磨き上げを含めて、御協力をさせていただいているところですが、みどり枠や輸出枠など、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業含めてそれぞれの目的に応じた枠というのがありますので、食料の確保を含めて考える中で、そういった形ができないかも含めて、国に対して、必要な予算の確保について、皆さま方と一緒に、引き続き強く求めていきたいと思っています。

(山口農政部次長)

- ・太田委員から食料リテラシー、消費者の意識の部分のお話がありましたが、この部分は今回の基本法の見直しの大きな柱の一つに位置づけられている。例えば、みどり戦略などもそうですが、関連する施策を進めていくという中で、この部分はこれからどういう条項になるのか注視していきたいですし、しっかりと意見は伝えていきたいと思っています。

(近藤会長)

- ・これですべての委員から意見をいただいたわけですが、時間も迫っていますので、私から一点だけコメントさせていただきたいと思います。
- ・最初の挨拶で都府県との違いを意識していることを申し上げました。先ほどの説明にもありましたがとおり、北海道農業は専業農家がほとんどで、規模が大きいということです。つまり、都府県が生産量を減らす中で、北海道農業のシェアが年々じわじわと高まってきているということがあり、その担い手、すなわち残った農家が規模拡大して生産性を高めて努力を続けている。食料自給率が低下傾向にある中で、なんとか歯止めをかける役割を果たしているのが北海道農業です。そういう意味では、北海道の農業は道民にとってだけではなく、国民的にも、生命の維持に直結する食料を満たす貴重な資産ではないかと思えます。北海道は府県と違って、兼業機会に恵まれないところであり、経営的に規模が大きい専業農家が主要な担い手になっているわけで、兼業を拡大して所得を補填す

る道が閉ざされています。そういう意味では離農が直ちに離村につながるという特徴を持っているのではないか。こういった状況が続くのであれば、北海道農業は担い手を失って、地域そのものが崩壊するという危機感を抱かずにはいられないということです。

- ・生産者の皆さんも今回の検証で、農産物価格と所得に関心が向くというのは無理もないと思います。やはり経営の安定性が極めて重要なのだと感じずにはいられません。中間取りまとめで価格の形成に関して、どういうことをいつているか少し見てみましたところ、現行の基本法は、政府が一定水準の価格を保証する価格政策から転換を図り、価格は市場に委ねるという思想でした。その背景には、価格政策は需給事情や消費者のニーズが農業者に的確に伝わりにくく、農業者の経営感覚の醸成の妨げとなっているとされているわけです。価格を現場に情報伝達するシグナルとしての機能を果たすという考えがあったとのべてはいるのですが、今後、どうするかということは何も述べてないわけです。中間報告の後ろの方を見てみますと、適正な価格形成のための施策というのが登場して、端的にいいますと、フードチェーンの各段階でコストを把握し、それを共有し、生産者から市場に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するとなっています。
- ・したがって、今後、こうした適正な価格形成のための施策というものが、どういうふうに具体的に進んでいくのかということに対して、すなわち、市場メカニズムによる価格形成と適正な価格形成にどう折り合いをつけるかに関して目が離せないと思いました。
経営の安定があつてこそ、食料の安全保障が達成されるということなのだと思います。その経営が生産調整だ、乳を搾るなどになると、かなり不安定になってくる。一方で、今度は有機農業で行きましょうということ、頑張らなきゃいけない。いろんなことが起こってくるわけです。
- ・そういう中で、やはり基本は主業農家がいて、そこがしっかりしなければ副業農家の活躍もできないし関係人口の創出も生まれてこない。土台がはっきりしなければそこからは就業の機会も生まれてこないということだと思います。そういう意味で、安定性ということに対しては、今後きちんと対処する必要があるのではないかと思います。長期的な展望、おそらく今後20年間先という展望がない中で、何か対策をしようとしてもなかなか若い人も入ってこない。せめて20年間の展望をしっかりと示すということが必要だと思います。私の感想は以上で、コメントはいりません。どうもありがとうございました。
- ・他にはありませんでしょうか。

(岩井委員)

- ・今日の話聞いていて数字がとてよく出てきます。38%から45%にする。216%から268%にするなどは分かりますが、物流や経済も考えなければいけない。福祉のことも考えなければいけない。それぞれ違う分野だということはよく分かります。ただ、今聞いていて思ったのですが、農業はすべて人間がやっていることであつて、客体化させて人ごとのようにしゃべってしまうのですが、数字だけではないものも求めるべきではないかと思います。
- ・私は、福岡と福島に住んでいたのですが、人間としての関わりあいや、人間としてこの北海道でどう生きていくかということ、食べ物はすべての根源なので、関わってくるとは思います。縦割りだからできないなど、数字だけを見るのではなく、この北海道で生きて良かった、また生産して良かったというような考え方を、政策、法律の改正等を進めていただければと思います。以上です。

6 その他

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
 - ・これで意見聴取を終了したいと思います。今後行われる国の提案に対しては、本日出された意見も参考にまとめていただければと思いますので、ぜひ宜しくお願いします。
- その他の議題ですが、事務局からありますでしょうか。

(小谷政策調整担当課長)

- ・ございません。

(近藤会長)

- ・それでは本日の議題は全て終了いたします。全体をとおして、皆さまから何かございますでしょうか。
- ・それではここで進行を事務局にお返しします。

(事務局)

- ・本日予定した議事はすべて終了しました。長い時間有難うございました。最後に農政部長から一言お礼を申し上げたいと思います。

7 閉会

(水戸部農政部長)

- ・本日はそれぞれのお立場から熱心に御議論、御提言いただきまして、ありがとうございました。いただいた御意見はしっかり受けとめさせていただいて、また整理をした上で、国に要望する、あるいは私ども道の施策にどんどん反映するなど、しっかり対応させていただきたいと思います。今後とも北海道農業の振興に一層の御支援を賜りますようお願い申し上げまして、本日のお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

- ・これをもちまして、令和5年度第1回北海道農業・農村振興審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上